

◆ 事例①（暴行事件）

<事例>

ある選手が、友人数名と居酒屋で飲食をしていたところ、隣の席の男性 2 人組が周囲にも迷惑となるような大きな声で話していたため、同選手は、「うるさいから静かにしてもらえるか。」と注意をしたところ、男性 2 人組は、「余計なお世話だ、文句があるなら店を出ろ。」と言い返してきたため、言い合いになりました。言い合いがエスカレートする中で、同選手は、男性 1 人の顔面を殴打し、全治 3 週間の加療を要する怪我を負わせてしまいました。事態收拾のために、店員が警察を呼び、選手は、その場で逮捕されました。

スポーツ団体はどのような対応をすべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

スポーツ団体は選手に対して、処分をすることの検討が必要になります。また、スポーツ団体は、事件が報道された場合（報道前の問い合わせ対応もあり得ます）、マスコミ対応が必要になると考えられます。早急に所属チームや関係者に対して事実関係の確認を行い、情報収集に努めるべきです。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) 事実関係の確認及び情報収集

マスコミから事件について問い合わせを受けた場合に、事実関係を把握していないということは、スポーツ団体としての登録選手及び所属チーム等に対する管理体制の不備を問われることにも繋がりがかねません。

また、対応が後手に回ることで、スポーツ団体が世間から批判を受ける対象になることも十分に考えられますので、スポーツ団体としては、所属チームや関係者に対して、事実関係の確認及び情報収集に努めるべきといえます。

本件のような場合において、どのように事実関係の確認及び情報収集を行うかについては、以下が考えられます。

選手が逮捕され、身柄の拘束をされている場合、直接本人に対して事実関係の確認を行うことができません。この場合でも弁護人(になろうとする者)は接見ができますので、弁護人がいる場合には、弁護人に対して連絡を行い、弁護人から事実関係の確認及び情報収集を行うことは可能です。スポーツ団体側の顧問弁護士が選手の弁護人に就任することは、後にスポーツ団体が選手に対して処分を行う可能性があるという関係で、スポーツ団体と選手の利益が相反するため、避けるべきです。もっとも、選手も知り合いに弁護士がいない場合もあると思いますので、選手に対して弁護人を紹介し、その弁護人から可能な範囲で事実関係の確認及び情報収集をすることは問題がないでしょう²⁰³。

そして、逮捕後 72 時間以内に勾留請求の有無が決められます。勾留請求が認められた場合、身柄拘束が続きますので、選手に対して自由に事実関係の確認及び情報収集をすることはできませんが、接見禁止決定がされていない場合、選手に対して、スポーツ団体関係者が面会をすることは可能ですので、面会をして、事実関係の確認及び情報収集をすることは可能になります。その際に、選手に対しては、スポーツ団体は今回の事件について、スポーツ団体として処分をする可能性があることを伝えたいと、選手から事実関係の確認をすることが望ましいでしょう。

仮に、接見禁止決定がされている場合には、引き続き、選手の弁護人を通じて情報収集を行うこととなります。一部の者(家族等)のみ接見が可能な場合には、その家族に対して事実確認を行うことも考えられますが、前述のとおり、スポーツ団体は選手に対して後に処分を行う可能性があり、利益相反関係にあることを、家族が十分に理解することが困難な場合もあると考えられますので、あくまで弁護人を通じての事実確認をすべきでしょう。

²⁰³ 当番弁護制度(弁護士会が弁護士を派遣する制度。逮捕、勾留手続を担当する警察官、検察官等に依頼すれば、弁護士に接見に来てもらえる。初回接見は無料。)や被疑者国選弁護制度(一定の対象犯罪をし、資力がないと認められた場合に、国が費用を負担して弁護人を付ける制度。)といった制度もあります。

また、このような事件等が発生した場合に備えて、適宜、情報収集が行えるように体制を構築することも有用です。具体的には、選手が事件を起こした場合に、所属チームは、スポーツ団体に対して、事件の報告をすることを義務付ける内部規程を整備することが考えられます。その他にも、弁護士を直ちに紹介することができるようなホットラインシステムを構築することも考えられます。

(2) 関係者への説明

各種助成金²⁰⁴を受け取っていた場合には、支給元に対して事件の内容を説明する必要があるでしょう。

受領していた助成金について、自主返納をするのか、また、返還を命じられた場合に返還をするのかについても関係者と十分に協議をする必要があります。

(3) 処分の検討

スポーツ団体が処分をする際には、処分規程の手続を遵守する必要があります。その為、処分規程がない、あるいは規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。処分規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合には、スポーツ団体は処分すべき事案に対して、適切に処分を行えないという問題が生じる可能性もあります²⁰⁵。なお、本事例は、競技とは直接関係のない私生活上の事件ですので、処分の検討にあたっては、その点も留意すべきです²⁰⁶。

具体的には、処分を行うには、以下の要件が必要と考えられますので、規程にこれらの事項を定めておく必要があります。

- (1) 行為の時点で、処分規程に処分ができる旨の根拠規程があること
- (2) 行為の時点で、処分規程に処分事由が定められていること
- (3) 行為が(2)の処分事由に該当すること

²⁰⁴ 選手・指導者研さん活動助成金やオリンピック選手等強化事業助成等

²⁰⁵ 例えば、処分の種類が明記されていない場合、一般的には処分事由に該当する場合であっても、懲戒処分をすることができないという問題があります。

²⁰⁶ 企業における懲戒処分について、最高裁判所は、私生活上の非行は原則として懲戒(解雇)の対象とならないとしつつ、企業の信用毀損につながる場合には企業秩序違反として懲戒(解雇)の対象となりうるとの判断枠組みを示しています(最判昭和58年9月8日民集139号393ページ)。

- (4) 処分とすることが相当であること(以下が主に考慮されるポイントです。)
- ア 動機、行為の態様、結果の重大性、選手の地位、過去の非違行為の有無等に照らした行為の悪質性
 - イ 反省の度合い
 - ウ これまでの貢献の程度
 - エ 過去の他の同種事案に対する処分とのバランス
- (5) 適正な手続を経ていること(選手に対して適切な告知聴聞の機会²⁰⁷が与えられ、その他に処分規程に定められた手続があれば、それも履踐されていること)

また、このような事案では、スポーツ団体が処分をする際には、強化指定の取消についても検討が必要です。強化指定に関する規程に基づいて処分を検討することになりますが、その際にも、処分規程の手続を遵守する必要があります。仮に、処分規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。

(4) 処分の限界及び時期

処分を行う要件を満たす場合、各スポーツ団体は処分をすることができます。もともと、処分も無制限に許されるのではなく、裁量の範囲内で行われることが必要になります。

その裁量を逸脱した場合には、処分が取り消されることもあり得ます。

本事例においては、事実関係に争いがないかもしれませんが、事件によっては、事実関係に争いがあり、場合によっては、誤認逮捕や、裁判の結果、無罪になることもあり得ます。刑事裁判の原則として、無罪推定の原則²⁰⁸がありますので、選手が否認している場合や事実関係に争いがある場合には、処分をいつするかについても慎重に検討すべきです。

(5) 不服申立て

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分理由、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

²⁰⁷ 日本スポーツ仲裁機構 JSAA-AP-2003-001 号ウエイトリフティング事件では、告知聴聞の手続を与えなかったことを理由の1つとして、処分を取り消しています。

²⁰⁸ 被疑者や被告人については、刑事裁判で有罪が確定するまでは、罪を犯していない人として扱わなければならないという原則です。

スポーツ団体内で不服申立手続を設けるのもひとつですが、スポーツ団体による処分の適正さを担保するため、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のスポーツ仲裁制度を利用して解決される道が用意されていなければなりません。この意味で、この仲裁制度を利用する自動応諾条項を採択しておくことが重要です。仮にこのような道を用意していなかったとしても、処分対象者による不服申立てについては、仲裁合意に応じるようにすべきでしょう。

(6) 再発防止策の実施

このような事件の原因は選手の個人的な資質によるところもあると考えられますが、スポーツ団体としては、再発防止のために、以下の方策を行うことが考えられます。

① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドラインの作成

違法行為自体を明確に禁止行為とし、処分基準を設けている例は決して多くないと考えられます。違法行為はスポーツ団体の信用を毀損することであることは比較的明白であるため、包括規定(「その他等団体の信用を毀損するとき」など)で対応することができるものとは思われますが、可能な限り、明確な規定を定めるべきとも考えられます。

② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

③ 相談窓口の設置等

法律の専門家やカウンセラー等、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

④ 関係者に対するコンプライアンス教育活動

原因究明を行うことで研修活動も効果的なものとなりますし、同種の事件を防ぐためには、原因を究明し、適切な対処方法を検討することが必要といえます。

専門家を招いてコンプライアンス研修を行うことや行動指針ハンドブック等の資料を作成することが重要でしょう。常日頃から選手に対してコンプライアンスに対する意識をもたせるには、定期的に指導を行うことが効果的かつ現実的な活動といえます。

所属チームとも連携をしながら研修活動を行うことが求められます。